

業務委託契約書

(以下「甲」という)と SAiNO(サイノー) (以下「乙」という)とは、甲の委託するホームページ制作業務()に関連して以下の業務委託契約を締結する。

本契約書で「ホームページ制作」と表記しているものは、「WEB サイト制作」と同じ内容を指す。また「WEB サイト構築」とは、PHP や JSP などのサーバサイドスクリプト及びにデータベースを使ったものであり、サーバの構築などを含むものとする。

第1条(業務の内容)

本契約に基づき乙が実施する委託業務(以下「本件委託業務」という)は、甲が乙にホームページ制作業務の一部を依頼し、乙がこれを受託することを契約するものである。

業務内容は主に、甲が企画・制作したホームページの画面設計に基づく HTML(XHTML)の制作であり、指示に従い画像イメージの制作や CSS など必要な機能・部品の組み込み作業を行う。

その他、乙の持つ業務知識が甲の事業にとって必要な場合は、上記以外の業務を乙の同意を得て契約期間内に委託する事が出来るが、その際は妥当な経費を追加して支払うものとする。なお、上記の追加業務について、必要があれば別途契約を行い契約期間などの延長が出来るものとする。

第2条(納期と契約期間)

納品の期限を納期とし、納期以外に契約期間を定める場合がある。納期及び契約期間は、甲が必要とする期間で、乙との協議の上締結とする。

第3条(本件委託業務の対価)

1. 本契約に基づく対価は 円とする。
2. 甲は乙の作業場所を不問とし自宅または甲のオフィスを利用することを認める。打合せなどで交通費が発生する場合は、乙の自宅から起算し、かかる費用を実額で甲に請求し、精算するものとする。
3. 前項に定める対価の支払いに関し、乙は甲に対して請求書を発行するものとする。
4. 甲は乙が発行した請求書発行日の属する月の月末(過去に取引実績があり信頼関係が構築されている場合は翌月末)までに、乙の指定する銀行口座に振込にて支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
5. 遅延などが発生した場合には、乙は甲に延滞料として割増請求が出来る。この場合、消費者契約法による年 14.6%の金利以内とする。

第4条(着手金・前受金・出来高払い)

1. この条項は、甲と乙の契約が初めての機会や、開発期間や契約金額が大きい場合に適用する。
2. 甲は乙の求めがあれば、納品前に着手金(前受金)を支払うものとする。
3. 着手金(前受金)及び出来高払いの金額は、本契約金額の範囲内とし、納品後に精算する。
4. 出来高については、出来高を甲乙が協議し 20%刻みで判定を行う。

第5条(キャンセル)

1. ホームページ制作物は、一般汎用物品とは性質が異なるため、そのままでの転売・再販などが難しく、中途キャンセルに不向きである。
2. 1の理由から、乙のやむを得ない事情により甲の委託業務に支障が出る場合を除いて、原則契約締結後のキャンセル及び払い戻しは一切出来ないものとする。

第6条（秘密の保持）

1. 甲および乙は、本契約に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密を相手方の承諾なしに、第三者に公表し又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。
 - (1) 既に公知の事実となっているもの
 - (2) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの
 - (3) 甲乙の契約が不履行または中断された場合
 - (4) 守秘義務を担保する妥当な支払いの割増が契約にない場合（エコノミープラン等）
2. 乙は、本契約終了後2年間は、本条の義務を負う。

第7条（納品と検収）

納品は甲乙が相談の上、甲より適切な方法等の指示を受けるものとする。契約期間内に完成分を随時納品または全品納品することとし、製品の検収は、納品後10日以内に甲が確実に行うものとする。納品後の検収を行わない場合、瑕疵担保の効力を失う。

第8条（瑕疵担保と期間）

本契約に瑕疵担保を設定し、瑕疵担保期間は、納期後1ヶ月までとする。

納品物の検収終了後に瑕疵が見つかった場合でも、乙の責任において修正を行い甲に期限を決めて再納品する。瑕疵の最終判断は甲が行うが、瑕疵担保の行使においては乙と十分協議する。

瑕疵とは、「通常利用するにあたり、最低限確保されていなければいけない品質が欠けていること。欠陥。」のこと。

瑕疵以外の修正や機能の追加においては、かかる費用を甲は乙に支払い、別途妥当な開発期間を設定するものとする。

第9条（甲の解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、なんらの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により本契約を履行する見込みがなくなったとき。
- (2) 本契約上の義務に違反し、甲から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わないとき。

第10条（乙の解除権）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、なんらの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 甲が支払い能力を欠くに至ったとき。
- (2) 甲が本契約上の義務に違反し、乙から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わないとき。

第11条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、損害を賠償するものとする。

第12条（事情変更）

物価の急激な変動その他の理由により、本件委託業務の対価が不相当となったときは、甲乙協議して、これを改定することができる。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は各条項につき疑義を生じた場合には甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

第15条（権利など）

1. 契約に特段の定めがない場合、甲は制作物の利用権を有する。甲が乙に提供した素材については、甲が権利を有するものとする。
2. 社会一般的な考えに基づき、乙の制作・加工した画像などの制作物一切は、乙の著作物として著作権を有するものとする。
3. 納品物のホームページ制作とは別に、甲が乙に制作の技術資料や加工用データの提出を求める場合、特段契約に同意事項がない場合には、甲は乙に別途割増費用を支払うものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

（西暦 年）
平成 年 月 日

（甲）

（乙） SAiNO（サイノー） 代表 佐野昭一
東京都三鷹市下連雀3-6-33 レジデンスナカヤマ201号